

職場集会の内容に条件をつけるな！

－講習室の便宜供与に関して申し入れる－

2月27日、私たちは大阪第二運輸所講習室の会社施設で職場集会を開催しました。新大阪引き上げ線の安全問題を訴え、引き上げ線の運転時分の延長の要求実現を確認するために大阪第一運輸所分会の仲間と共に職場集会を大々的に開催しました。

講習室の使用の前段で、会社に便宜供与の申請をする際に申請と使用が平日に限っていたり、参加者の氏名を申請するようになっていました。

また、当日の使用直前になって管理者が立ち会い、講習室内でのカメラ撮影を規制するような言動をしました。それについては役員側から理由を尋ねましたが、紛らわしい曖昧な説明により組合側の活動に支障が出ました。

現在、職場にあるほとんどの講習室の中には監視カメラが設置してあります。業務上の訓練のために講習室を使用しますが、これらのカメラは何を撮影しているのでしょうか！？このカメラは「集音マイク」も備えているようです。

以前、運輸所の入り口から通路にかけて異常な数の監視カメラが設置していることを訴えました。会社は、「監視カメラ」ではないと主張しますが、一旦、職場の敷地に入ったら部屋の内外にあるカメラのよって社員の全ての行動が監視されているのです。こんな異常な職場環境では安心して乗務に就けなくなります。

私たちは、会社が労働組合の活動に関して監視したり、参加者を調査することは問題であると考えます。この行為は、会社による組織介入となり不当労働行為にあたるものです。

一方、ユニオンは以前から講習室を使用してきましたが、何ら問題を訴えたりはしていませんし、監視カメラについても無言です。私たちは、これらの問題の見解と、改善を求めて私たちは地方本部に申し入れをしました。

【裏面に申し入れ添付】

J R 東海労働組合
新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博 殿

大二運「申」第11号
2012年4月25日

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
大阪第二運輸所分会
分会長 高 原 弘 幸

2月27日、組合は大阪第二運輸所の講習室を便宜供与され使用した。
使用する直前になって、大阪第二運輸所の管理者が組合の活動内容に対して踏み込んできた。
このことは労働組合への介入であり不当労働行為にあたる行為であると言える。

このような行為は今後の労使関係のあり方にも影響を及ぼしかねない問題が孕んでいる。
よって下記の通り申し入れるので、早急に協議の場を設定すること。

記

1. 今回、組合の代表者が会社施設の便宜供与を申し入れた際に、組合員の参加者名簿を提出させた。この行為は組合への不当介入にあたるが、見解を明らかにすること。今後は参加者名簿の提出を求めることのないようにすること。
2. 当日、講習室を使用する直前になって、大阪第二運輸所の栗本総務科長と植西助役が、講習室内でカメラ撮影をしないよう言った。このことは、労働組合活動への介入であるが、根拠と見解を明らかにすること。今後は、会社施設を使用する際には、カメラの使用等についての規制をしないようにすること。
3. 会社施設の便宜供与に際して、申請、使用共に平日に限られ土曜日、日曜日は許可しないとのことであるが、その根拠を明らかにすること。今後は、土日に限らず、申請、使用を認めること。
4. 講習室に設置されたカメラの存在は組合活動への介入であり、不当労働行為である。カメラの設置目的と見解を明らかにし、早急に撤去を求める。
5. 組合に便宜供与する場合は、講習室のカメラを撤去するか覆いをつけるなどして組合活動の監視を行わないこと。また、集音マイクが搭載されているカメラの機能を一時的にでも機能を止めること。

以 上